

○かほく市住宅耐震シェルター等設置事業補助金交付要綱

令和 8 年 3 月 2 5 日

告示第 1 5 号

(目的)

第 1 条 この告示は、地震発生時における住宅の倒壊から居住者の生命を守るため、住宅の内部に耐震シェルター等を設置する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 市内において、昭和 5 6 年 5 月 3 1 日以前に在来又は伝統工法で着工された 2 階建て以下の木造住宅（延べ面積の 2 分の 1 以上が住宅の用に供されているものをいう。）であること。

(2) 耐震シェルター等 地震による住宅の倒壊から居住者の生命を守るために 1 階部分に設置する装置で、国、地方公共団体、公的試験機関等により一定の評価を受けた耐震シェルター及び防災ベッドをいう。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、かほく市住宅耐震改修工事費等補助金交付要綱（平成 3 0 年かほく市告示第 1 1 5 号。以下「耐震改修工事費等補助金交付要綱」という。）別表第 1 に規定する耐震診断の結果、総合評点が 0. 7 未満と判定された住宅又はかほく市木造住宅簡易耐震診断費助成金交付要綱（平成 2 4 年かほく市告示第 1 1 7 号。以下「木造住宅簡易耐震診断費助成金交付要綱」という。）第 2 条第 3 号に規定する簡易耐震診断の結果、総合評点が 0. 7 未満と判定された住宅（既に耐震改修工事費等補助金交付要綱第 4 条に規定する耐震改修工事費補助の対象となったもの又は当該事業によらずに耐震性能を向上させるための補強工事を実施したものを除く。以下「補助対象住宅」という。）の 1 階部分に耐震シェルター等を設置する事業とする。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、耐震シェルター等の購入費、運搬費、工事費その他補助対象事業の実施に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表に定める補助金限度額を限度として、予算の範囲内において、市長が認める額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

(補助対象者)

第6条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 補助対象住宅の所有者又は使用者（当該所有者が承諾したものに限る。）

(2) 市税に滞納のない者

(3) 既に、当該耐震シェルター等の設置補助又は耐震改修工事費等補助金交付要綱第4条別表第1に規定する耐震改修工事費補助の交付決定を受けていない者

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、かほく市住宅耐震シェルター等設置事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 耐震改修工事費等補助金交付要綱第4条別表1に規定する耐震診断による耐震診断結果報告書の写し又は木造住宅簡易耐震診断費助成金交付要綱第2条第3号に規定する簡易耐震診断による簡易耐震診断結果報告書の写し

(2) 施工予定業者が発行した補助対象経費の見積書の写し

(3) 耐震シェルター等を設置しようとする箇所の写真及び見取図

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、かほく市住宅耐震シェルター等設置事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(計画の変更等)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第7条に規定する申請書又は書類に記載した事項のうち、次の各号のいずれかに該当するものを変更しようとするときは、あらかじめかほく市住宅耐震シェルター等設置事業計画変更承認申請書（様式第3号）に変更後の関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業の内容

(2) 補助対象経費の額

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、かほく市住宅耐震シェルター等設置事業計画変更承認通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(事前着手の禁止)

第10条 補助事業者は、第8条の規定による通知又は前条第2項の規定による通知を受けるまでは、補助対象事業（契約の締結を含む。）に着手してはならない。

(補助対象事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助対象事業の中止又は廃止をしようとするときは、かほく市住宅耐震シェルター等設置事業中止（廃止）届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、かほく市住宅耐震シェルター等設置事業完了実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 施工業者と締結した補助対象事業に係る契約書の写し

(2) 施工業者が発行した補助対象経費の領収書の写し

(3) 耐震シェルター等を設置した箇所の写真（施工中及び施工後の状態を撮影したものの）

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による報告は、補助対象事業の完了日から起算して30日を経過する日又は第8条に規定する交付の決定の日の属する会計年度の3月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、補助金の額を確定したときは、かほく市住宅耐震シェルター等設置事業補助金確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた日から起算して10日を経過する日までに、かほく市住宅耐震シェルター等設置事業補助金交付請求書兼口座振込依頼書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(重複補助の排除)

第15条 この事業による補助金の交付を受けた者は、かほく市住宅耐震改修工事費等補助金交付要綱（平成30年かほく市告示第115号、以下「耐震改修工事費等補助金交付要綱」という。）に規定する耐震改修工事による補助金の交付を受けることができない。

2 この事業により補助金の交付の対象となった住宅は、耐震改修工事費等補助金交付要綱に規定する耐震改修工事による補助金の交付の対象とすることができない

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

事業区分	補助金限度額
耐震シェルター	耐震シェルター設置に要する費用の3分の2に相当する額とし、60万円を限度額とする。
防災ベッド	防災ベッド設置に要する費用の3分の2に相当する額とし、30万円を限度額とする。